観光庁	二〇〇人
気象庁	五、〇七八人
運輸安全委員会	一七八人
海上保安庁	一三、九九四人
合計	五八、四六一人

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十三号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二条第二項の規定に基づき、鉄道運輸規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉川　貴盛**

鉄道運輸規程の一部を改正する省令

鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十三条　旅客ハ自ラ携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザルモノニ限リ之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得 一　爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内（業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガ其ノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内）、銃用雷管又ハ銃用雷管附薬莢ニシテ四百箇以内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一瓩以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器荷造共三瓩以内ヲ超エサルモノヲ除ク 二　（略） 三　刃物但シ同乗者ニ危害ヲ及ボスベキ虞ナキ様梱包シタルモノヲ除ク 四～八　（略） ②・③　（略） **第二十四条**　旅客ガ前条第一項第一号乃至第七号ニ掲グル物品ヲ客車内ニ持込ミ又ハ持込マントシタルトキハ鉄道係員ハ旅客ヲ車外又ハ鉄道地外ニ退去セシムルコトヲ得 ②～④　（略） **第二十五条**　旅客ガ第二十三条第一項第八号ニ掲グル物品ヲ客車内ニ持込ミタルトキハ鉄道ハ其ノ物品ニ付旅客ノ乗車区間ニ於ケル運送ノ委託ヲ受ケタルモノト看做シ相当運賃ヲ請求スルコトヲ得 ②　（略）	**第二十三条**　旅客ハ自ラ携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザルモノニ限リ之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得 一　爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内（業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガソノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内）、銃用雷管又ハ銃用雷管附薬莢ニシテ四百箇以内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一瓩以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器荷造共三瓩以内ヲ超エサルモノヲ除ク 二　（略） （新設） 三～七　（略） ②・③　（略） **第二十四条**　旅客ガ前条第一項第一号乃至第六号ニ掲グル物品ヲ客車内ニ持込ミ又ハ持込マントシタルトキハ鉄道係員ハ旅客ヲ車外又ハ鉄道地外ニ退去セシムルコトヲ得 ②～④　（略） **第二十五条**　旅客ガ第二十三条第一項第七号ニ掲グル物品ヲ客車内ニ持込ミタルトキハ鉄道ハ其ノ物品ニ付旅客ノ乗車区間ニ於ケル運送ノ委託ヲ受ケタルモノト看做シ相当運賃ヲ請求スルコトヲ得 ②　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

観光庁	二〇〇人
気象庁	五、〇七一人
運輸安全委員会	一七八人
海上保安庁	一三、九九四人
合計	五八、四〇八人